

議会議案第1号

子供たちの学びの更なる充実を求める意見書

2021年、いわゆる義務標準法の改正により、小学校の学級編制の標準は令和3年度から5年間で段階的に引き下げられることとなったが、中学校での引下げについては、本年6月に閣議決定された骨太の方針2023において、小学校における教育効果を検証した上で、望ましい教育環境や指導体制を構築していくとされており、高等学校の引下げとともに、いまだ、特に具体的な方策は示されていない。

少人数学級の推進によって、教職員がゆとりを持って子供たちと向き合うことができるようになれば、教職員の更なる質の向上やきめ細かな指導の実現につながることで、子供たちにとっても、学びの機会や質など、学びの環境の充実につながることを期待されるため、更なる学級編制の標準の引下げと、新たな教職員定数改善計画の策定・実施が求められている。

また、教職員が安心して本務に集中し、子供たちに向き合うことができるよう、働き方改革の更なる加速化、処遇改善を進める必要がある。加えて、ICT化の推進、いじめや不登校問題、特別な配慮を要する児童生徒への対応など、学校現場に山積する様々な課題解決に向け、人的配置を始めとする財政措置は不十分であり、更なる教育予算の拡充が必要である。

よって、国におかれては、子供たちの学びの更なる充実を図るため、教職員定数改善計画の策定・実施、教職員の処遇改善、教育予算の拡充を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第2号

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を 求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっている。また、募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の2022年賃金構造基本統計調査でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置付けられているにもかかわらず、低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば、職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがある。

よって、国におかれては、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し、生活を保障する取組を迅速に推進するため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。また、相談支援専門員など業務に直接従事しない職員も含めてその対象を見直すこと。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ、処遇改善等を行うこと。
 - 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第3号

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、歯科健診は、乳幼児に対しては母子保健法に基づき、小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒に対しては学校保健安全法に基づき実施が義務付けられている。

一方、成人に対しては健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき歯科健診が実施されているものの、実施が義務付けされていない。また、労働安全衛生法に基づき事業所において実施が義務付けされている歯科健診の対象も、有害業務に従事する労働者に限られている。このため、成人期以降の歯科健診は十分とは言えない現状である。

近年、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等については、科学的な根拠が明らかになっており、健康寿命を延ばすためには、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要であることから、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

本県議会においても、平成26年6月に議員提案により「石川県歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進し、県民の健康の増進に取り組んでいるところである。

こうした中、本年6月に閣議決定された骨太の方針2023において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進を行うことが盛り込まれたところであり、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国におかれては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、下記事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 早期に国民皆歯科健診実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体を始め関係者の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第4号

食品ロス削減への国民運動の更なる推進を求める意見書

食品ロス削減推進法が2019年に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は年間約523万トンで、その内訳は事業系が約279万トン、家庭系が約244万トンとなっている。現在、国連世界食糧計画では、飢餓で苦しむ人々のために、年間約440万トンの食料支援を行っているが、日本における食品ロスは、その約1.2倍となっているのが現状である。

また、食品ロスの削減は気候変動対策としても大変重要であり、廃棄の際に直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費などが環境に及ぼす影響は決して小さくはない。

よって、国におかれては、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動の更なる推進のために、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し、実効性を強化すること。
- 2 使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取組を一層強化すること。
- 3 「子ども食堂・子ども宅食」、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環を作り、国民運動としての取組を一層強化すること。
- 4 企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジの設置や運営等への支援制度を整備すること。
- 5 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
内閣官房長官

あて

石川県議会